

学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査 (平成30年度実績)のポイント

文部科学省では、学校保健安全法に基づき策定された第2次学校安全の推進に関する計画（平成29年3月24日閣議決定）を踏まえた、各学校における安全教育や安全管理に関する取組について調査を行っている。

このたび、平成30年度実績について取りまとめて公表するもの。

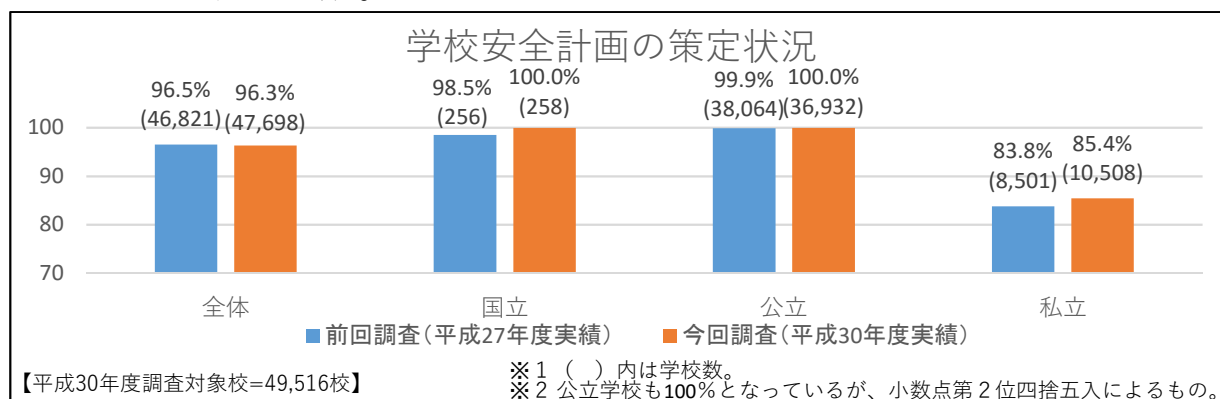
1. 調査対象

全国の国立・公立・私立の小学校(19,411校)、中学校(10,072校)、義務教育学校(87校)、高等学校(5,040校)、中等教育学校(54校)、幼稚園(9,519校)、幼保連携型認定こども園(4,202校)及び特別支援学校(1,131校) **【計49,516校】**

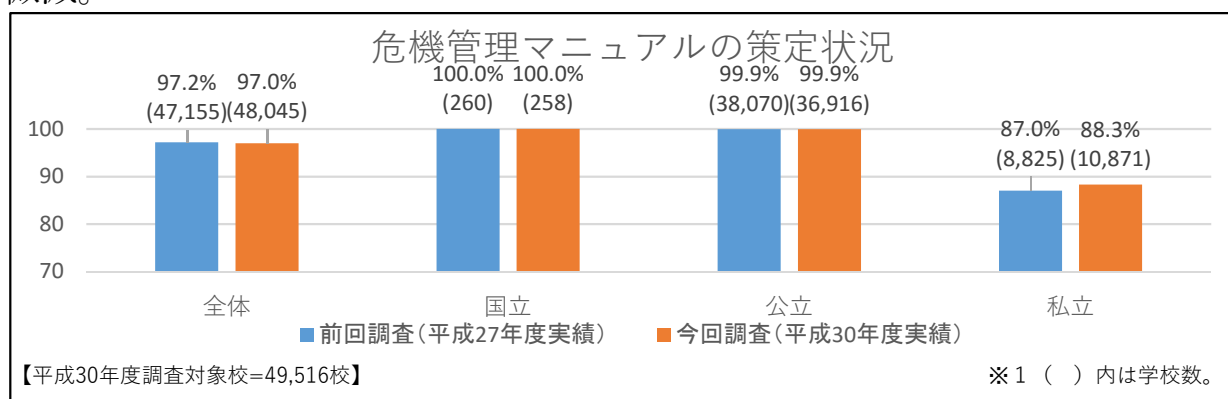
2. 結果の主な概要

(1) 学校保健安全法に基づき策定等が義務付けられている計画等の状況

- 学校安全計画の策定状況は96.3%（前回96.5%）と微減しているが、国立学校については100%を達成。



- 危険発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成状況は97.0%（前回97.2%）と微減。



(学校安全計画の策定等)

学校保健安全法<抜粋>

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

(2) 通学路・通園路の安全確保に向けた取組状況

- 通学路・通園路を設定している学校は65.6%(32,470校)。【新規設問】
 ※うち通学路を設定している小学校は98.1%(19,049校)。
- 通学路・通園路を設定している学校(32,470校)のうち、通学路・通園路の安全点検を実施している学校は98.8%(32,092校)(前回86.8%)と増加。
- スクール・ゾーン(子供の交通安全の確保を図る特定地域)を設定している学校は25.8%(12,755校)。【新規設問】
 ※うちスクール・ゾーンを設定している小学校は46.5%(9,022校)。

スクール・ゾーンの安全対策の実施内容(小学校)

スクール・ゾーンの明示化	交通規制	道路環境の物理的な改善
88.8%(8,012校)	63.7%(5,748校)	23.9%(2,155校)

※複数回答可

【小学校数=19,411校】

(3) 地域の関係機関との連携状況

- 地域の行政機関と安全に関する情報共有や共同訓練等を行っている学校は87.0%(43,068校)。【新規設問】

(4) 学校の安全管理の取組状況

- 学校や地域の状況等を踏まえて、備えている設備や備品等について全体的に増加傾向。

前回調査より増加した主な設備や備品(前回調査と比較して増加したもの)

①防犯監視システム

②通報システム

③安全を守るための器具

	防犯カメラ	センサー	インターフォン	校内緊急通話システム	さすまた	盾	笛付の名札
今回	58.1% (28,793校)	39.3% (19,475校)	63.5% (31,434校)	40.4% (20,017校)	88.2% (43,655校)	5.0% (2,478校)	18.8% (9,314校)
前回	47.7% (23,146校)	38.9% (18,864校)	62.7% (30,419校)	37.6% (18,224校)	85.3% (41,372校)	4.7% (2,277校)	16.7% (8,082校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

- 「学校事故対応に関する指針」に基づく調査対象となる事故が発生した学校(7,860校)のうち、基本調査を実施した学校は94.2%(7,405校)。【新規設問】

「基本調査」とは、学校事故対応に関する指針(平成28年3月文部科学省)に基づき、学校において死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故のうち、学校の設置者が必要と判断した事故について、学校が原則として3日以内を目途に行う調査。

- 災害等が発生した場合の休校等の判断基準について設置者と取り決めていた学校は75.8%(37,510校)。【新規設問】

(5) 平成30年度に新たに実施した熱中症対策【新規設問】

日よけや扇風機などの設置	エアコンの設置（普通教室）や設置の検討	WBGT値や気象情報を参考にした活動の判断	こまめな水分補給や休憩、健康管理の徹底	夏休み前等に児童生徒等への指導	体育大会等の行事の開催時期の変更	夏季休業日の延長、臨時休業日の設定、登校日の延期・中止等
31.9% (15,771校)	38.8% (19,204校)	44.7% (22,152校)	66.1% (32,754校)	50.8% (25,175校)	9.1% (4,528校)	5.4% (2,667校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

(6) 「登下校防犯プラン」(平成30年6月)を受けた防犯教育の充実【新規設問】

「地域安全マップ」「通学路安全マップ」の作成を通じた指導	警察官や防犯の専門家を活用した防犯教室等の充実	具体的対処方法の訓練等、実践的な防犯教育	安全学習教材等を活用した効果的な防犯教育
28.2%(13,986校)	53.6%(26,517校)	29.4%(14,581校)	25.3%(12,527校)

※複数回答可

【学校数=49,516校】

(7) 登下校中の地震発生時の対応に係る指導の実施状況

- 平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震に発生を受けて発出した「学校におけるブロック塀等の安全点検等について(通知)」を踏まえ、改めて通学路の確認や、地震が起きた際の指導を行った学校は77.7%(38,473校)。

【新規設問】

(8) 弾道ミサイル発射に係る学校安全の対応状況

- 弾道ミサイルが発射された場合の対応について、平成30年度中に危機管理マニュアルや学校安全計画に反映した学校は48.1%(23,795校)。

3. 主な分析

- 大多数の学校において、概ね学校安全の取組が推進されているが、学校保健安全法で策定が義務付けられている学校安全計画及び危機管理マニュアルについて、一部未策定の学校があることから、引き続き100%の達成を目指す。
- 国公立学校に比べて全国的に私立学校における取組が低い。また、取組によっては自治体・地域ごとのバラツキが大きく、取組が弱い地域に働きかけ、取組を底上げしていく必要がある。

4. 今後の対応

- 教育委員会等に本調査結果を踏まえて、一層の学校安全の取組の推進を依頼する通知を发出する。
- 文部科学省で実施する研修において、本調査結果を踏まえた研修を実施するとともに、学校安全ポータルサイトでも各地域の優良事例等を積極的に発信する。
- 都道府県・指定都市教育委員会の学校安全担当者を対象として実施している連絡会議を、新たに国立附属学校及び都道府県私立学校担当者も対象とするとともに、私立学校関係団体とも連携しつつ私立学校の取組を促す。